

産後ケア事業委託集合契約（単価契約）により
産後ケア事業を受託する事業者が満たすべき要件

（１）事業者の要件

- ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は助産所の開設者であり、短期入所型及び通所型のサービスについては、大阪府内に所在するこれらの施設において本業務を実施すること。
- イ 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有する者を本業務の従事者として配置しているとともに、類似の産後ショートステイやデイケア業務の実施について実績（※）がある、又は、分娩を取り扱っていること
※実績は、助産師、保健師、看護師の専門資格を有する者が、母乳相談や育児相談、乳房手当を実施したものを対象とする。
- ウ 短期入所型のサービスを提供するためには、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室）を有すること。また、通所型のサービスを提供するためには、居室が確保されていること。
- エ 短期入所型又は通所型のサービスを提供するためには、本業務を実施する施設内において、次の（ア）から（ケ）の施設・設備を有すること。ただし、流産や死産に伴うケアが必要な母親のみを受け入れる事業者においては、（ア）から（ケ）に掲げる施設・設備のうち、乳児のための施設・設備を有することは求めない。
 - （ア）受入れに必要な入所室又は居室が確保されていること
 - （イ）入所室又は居室の床面積が母子一組当たり 6.3 m²以上あること
 - （ウ）授乳可能な場所があること
 - （エ）成人用寝具、小児用寝具（ベッド又は敷布団）が受入人数分確保されていること
 - （オ）乳児の体重測定ができる設備があること
 - （カ）入浴又はシャワー施設及び沐浴指導施設があること
 - （キ）避難経路が確保されていること
 - （ク）生後 4 か月以上の乳児を受け入れる場合、ほふく室があることが望ましい
 - （ケ）サービスを安全・快適に提供できる冷蔵庫、空調設備、非常口、火災報知設備、防災物品等を備えることが望ましい
- オ 居宅訪問型のサービスを提供するためには、訪問の際に使用する乳児用電子体重計を有すること。

（２）従事者に関する要件

- ア 助産師、保健師又は看護師を常に 1 名以上配置すること。特に、本業務の利用者が産後 4 か月頃までは、原則、助産師を中心とした体制とし、必要に応じて以下（ア）から（イ）の者を配置すること。また、短期入所型のサービスを実施する場合には、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。
 - （ア）心理に関しての知識を有する者
 - （イ）育児に関する指導や育児サポートを実施するに当たり必要な者
- イ 業務担当者に対しては、年 1 回以上定期健康診断を実施すること等により、健康管理に努めるとともに、必要な研修を実施又は受講させること等により、資質の向上に努

めること。

(3) その他の要件

- ア 本業務実施中の事故等に備え、損害賠償保険等に参加していること。(医療機関においては医療施設賠償責任保険、助産所においては助産師賠償責任保険)
- イ 助産所は、あらかじめ緊急時に母子を受け入れてもらう協力医療機関と、本業務の実施に係る協力医療機関との連携確認書(様式6)を取り交わすこと。
- ウ 産後ケア事業委託集合契約(単価契約)契約書、各市町村において定める安全管理マニュアル、関係法令等を順守すること。
- エ 産後ケア事業委託集合契約(単価契約)を締結する市町村との適切な連絡体制を確保すること。
- オ 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を事前に定め、避難、救出その他必要な訓練を実施すること。
- カ 次の(ア)から(エ)のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
 - (ウ)事業として、宗教活動や政治活動を目的とした活動を行っている者
 - (エ)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑(令和7年5月31日以前においては禁固刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- キ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ク 国税、府税及び市町村税に係る徴収金を完納していること。

【事業参入時に提出を求める書類】

- ・事業者受託申請時の様式(様式1～6、8)
- ・産後ケア事業委託集合契約(単価契約)により産後ケア事業を受託する事業者が満たすべき要件(3)カ(イ)に係る誓約書(様式7)
- ・事業実施予定施設の平面図(任意様式)
- ・医療法に基づく病院、診療所、助産所であることを証する書類の写し
- ・府内市町村との産後ケア事業委託契約書の写し
- ・損害賠償保険等の加入を確認できる書類の写し
- ・事故発生時の対応マニュアル(任意様式)
- ・災害発生時の対応マニュアル(任意様式)